

令和8年度 京都市立元町小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

「学校いじめの防止等基本方針」を策定することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめに対する対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行えるようにする。また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。以上のことを踏まえ「学校いじめの防止等基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

「学校いじめの防止等基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修のあり方を定める。その中核的な内容として、いじめに向かわない態度・能力の育成などいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うことできるよう、取り組みの方針を定め、その具体的な指導内容を検討する。策定した方針は学校の実情に即して適切に機能しているかを毎年点検し、必要に応じて見直していくこととする。

また、「学校いじめの防止等基本方針」は保護者・地域・関係機関の方々の参画を得たものとなるように、ホームページに掲載するなど広く周知し、内容を確認できるようにする。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭（教育相談主任） 当該学年担任
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー（SC）

イ 開催時期

- ・月に1回「いじめ対策委員会」を定期開催する。
- ・事案発生もしくは疑われる際は「いじめ対策委員会」を臨時開催する。

ウ 役割・取組内容

方針の計画・検証

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成。
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定。
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- ・「学校いじめ防止等に関わる年間計画」に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、教職員の共通理解と意識啓発を実施する役割。
- ・年間の取組についての見直し。

未然防止

- ・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ・個別面談や教育相談窓口の集約。

早期発見・事案対処

- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめを受けた児童に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導体制および対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。

役割等の周知

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等について、児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 学習環境の整備

- ・一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する「支援教育」の推進。
- ・計画的な学校施設等の学習環境の維持・整備と充実。
- ・清掃活動や校内美化活動などによる、児童自ら行う学習環境整備。
- ・自然災害や災害事故の防災、減災のための環境整備。

イ 授業改善の充実

- ・聞く時、話す時には常に相手を意識し、お互いに認め合い、一人一人が活躍できる場がある授業の実施。
(定期的に生徒指導三機能の視点からの授業の振り返り)
- ・全ての児童が主体的に取り組み、分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の児童が確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・自主学習ノートの工夫。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかい中にしっかりとした芯を備えた「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・学校長・人権部が全校児童に向けて話をする「人権の日」の設定。
- ・全校一斉方式ソーシャルスキルトレーニングの実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
- ・人権集会の中でのいじめに関する職員による取組（人権の日の教職員による話題提供）

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語の作成と掲示。
- ・自然体験活動を通しての生命や自然を大切にする心の育成。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。

オ 児童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・たてわり活動によるピアサポート体制。
- ・学校行事、たてわり活動などを通しての人間関係づくり。
- ・みんなと共にやり遂げた成就感、喜びが体感できる体験活動。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導部を中心とした日常的且つ細やかな情報共有。
- ・家庭訪問実施後の情報共有。
- ・月に一度、全教職員で児童の様子や課題を共有する定例会の実施。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシート（高学年）を活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間（あのねタイム）の設定（年2回）。
- ・SCとの連携による教育相談。

(ウ) その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視や教職員による声かけなど、児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・複数教職員による組織的な「いじめ」の認知。
- ・アンケート及び教育相談の結果の問題のいじめ対策委員会における共有。
- ・調査等結果の取組推進への活用。
- ・いじめが疑われる相談内容に対する丁寧な聞き取り。（日時、場所、いじめの態様、期間、経過、心情など）
- ・アンケート及び教育相談内容の記録。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめが起こった際は、確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校側の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童や保護者の不安を取り除けるように取り組む。

いじめを行った児童に対しては、組織的に決定した対応方針の下、毅然とした態度で指導を行う。また、保護者とも連携し再発防止に向け、適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、児童の発達段階や発達特性などをふまえていじめを行った背景についても十分に考慮する。

周囲の児童がいじめに直接かかわってはいないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず傍観することもいじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことの重要性を指導する。

いじめの状況や指導の経過については、常にいじめ対策委員会に報告し、その対応について協議する。また、定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）など、いじめの内容などによっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示などを受け、教育委員会と連携して対処する。また、事案の内容によっては被害を受けた児童の意向を配慮した上で、所轄の警察署とも十分に連携し対処するようにする。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 『学校いじめ防止等基本方針』 | 『いじめ対策委員会』 |
| □学校いじめ防止プログラムの策定 | □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 |
| □教職員、児童、保護者、地域への周知 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □児童、保護者、地域への周知 |
| | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や
- ・体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

手遅れのない対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルに係る学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消は、少なくとも3ヶ月間いじめに係る行為が止んでいること、且つ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを目安とするという定義の共有。
- ・解決したと思われる事案が再発する可能性を考慮した観察の継続。
- ・いじめを受けた児童本人及び、その保護者に対する、心身の苦痛を感じていないかどうかを確かめる面談の実施。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教職員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・小小連携による資質向上に向けた研修会。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域関係団体と学校が組織的に連携・協同する体制の構築。
- ・学校と地域社会、家庭が協同する体制の充実。
- ・ホームページや学校だよりなどを用いた「いじめ対策委員会」の役割や構成員等の、児童や保護者・地域等への周知。
- ・家庭訪問や個人懇談の場を活用した、保護者と家庭の情報共有。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態は、法において、次の通り定義されている。

いじめ防止対策推進法第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記2点を学校側が認識していない場合であっても、児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった際は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

重大事案が発生した場合は、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を最重要視する。即座に調査を開始するとともに、教育委員会に直ちに報告し、十分な連携を図り、対処方針を共有して迅速に対応する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ①京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ②「いじめ対策委員会」を調査主体とした事実確認の調査。
- ③調査により把握した情報の記録の整理。公文書としての管理。
- ④児童及び保護者に対する情報等の提供。
- ⑤市長への報告。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめの防止等基本方針」の共有 ・「いじめ防止プログラム」の確認と共有 <p>生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内体制や組織的対応の共有 ・早期発見・積極的な認知について ・児童・保護者への後方について 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・朝会にて児童に対し「いじめ対策委員」の紹介 ・全校遠足 		<p>保護者への「いじめ防止対策委員会」の周知</p> <p>学級懇談会</p> <p>家庭訪問</p>
5	<p>生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あたたかく見守りたい児童」の共有 <p>生徒指導研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あたたかく見守りたい児童」の事例研究① ・第1回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施に向けて 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・たてわりグループ発足 ・憲法月間の講話 ・1年生を迎える会 <p>【6年】</p> <p>修学旅行</p>		<p>憲法月間「学校だより」で啓発</p> <p>学校運営協議会にて「学校いじめの防止等基本方針」の説明</p> <p>「学校いじめの防止等基本方針」学校ホームページ掲載</p>
6	<p>生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施 	<p>【共通】</p> <p>人権の日</p> <p>【6年】</p> <p>非行防止教室</p> <p>環境標語の作成</p> <p>【5年】</p> <p>花背山の家</p>	<p>第1回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施、集約</p> <p>第1回教育相談週間(あのねタイム)</p>	
7	<p>生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談週間(あのねタイム)」の結果の共有・考察 ・第1回いじめ防止等の取組にかかる「学校評価」の実施 	<p>【共通】</p> <p>人権の日</p>	<p>第1回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談週間」の結果の共有</p> <p>学校評価アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童向けアンケート ・保護者向けアンケート ・教職員自己評価 	<p>個人懇談会</p>

8	生徒指導委員会 (いじめ対策委員会) ・「いじめ防止プログラム」の見直しと確認			
	・いじめ防止対策校内研修会 ・小中合同教職員研修 ・人権教育研修会	あいさつ運動		
9	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・未然防止に向けた取組の確認			第1回学校評価について学校運営協議会への説明と評価 休日参観にて「性に関わる指導」授業公開(5年生)
	・第1回いじめ防止等の取組に関わる「学校評価」結果の共有と検証			
10	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・アンケート結果の共有	【共通】 運動会 人権の日		第1回学校評価アンケート結果の公表
	生徒指導研修会 ・「あたたかく見守りたい児童」の事例研究② ・第2回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施に向けて	休日参観にて「性に関わる指導」(5年生)授業公開(2年生)授業公開		
11	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・第2回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施	【共通】 人権の日 学習発表会	第2回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の実施、集約 第2回教育相談週間(あのねタイム)	
12	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・第2回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談週間(あのねタイム)」の結果の共有・考察 ・第2回いじめ防止等の取組に関わる「学校評価」実施	【共通】 人権に関する授業 人権の日 人権月間の取組 人権標語の作成	第2回「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談週間」の結果の共有	人権啓発授業参観および懇談会
1	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・第2回いじめ防止等の取組に関わる「学校評価」結果の共有と検証	あいさつ運動 【共通】 人権の日	学校評価アンケート ・児童向けアンケート ・保護者向けアンケート ・教職員自己評価	

2	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・アンケート結果の共有	【共通】 人権の日		入学説明会 就学前子育て講座 第2回学校評価について学校運営協議会への説明と評価
	生徒指導研修会 ・「今年度の反省と次年度への課題」「いじめ事案の経過と課題の共有」			
3	生徒指導委員会 (いじめ防止対策委員会) ・年間の取組の反省と見直し ・いじめ防止プログラムの見直し	【共通】 人権の日 6年生を送る会 卒業式 【6年】 卒業遠足	「クラスマネジメントシート」「いじめに関する記名式アンケート」の保管・引き継ぎ	第2回学校評価アンケート結果の公表
	生徒指導研修会 ・「あたたかく見守りたい児童」の事例研究③			